

【資料2】

# 公共工事の施工時期等の平準化に 向けた取組について

令和元年7月19日

## 建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

### 【災害の応急対応】

#### 東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会  
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



作業後



#### 熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会  
地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】(国道443号寺迫(益城町))  
【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】(県道45号阿蘇講公園菊池線)

### 【インフラメンテナンスの必要性】

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	2018年 3月	2023年 3月	2033年 3月
道路橋 [約73万橋(橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設]	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長:約47万km]	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設(水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

出典:平成29年度 国土交通白書

## 現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

# 建設業就業者の現状

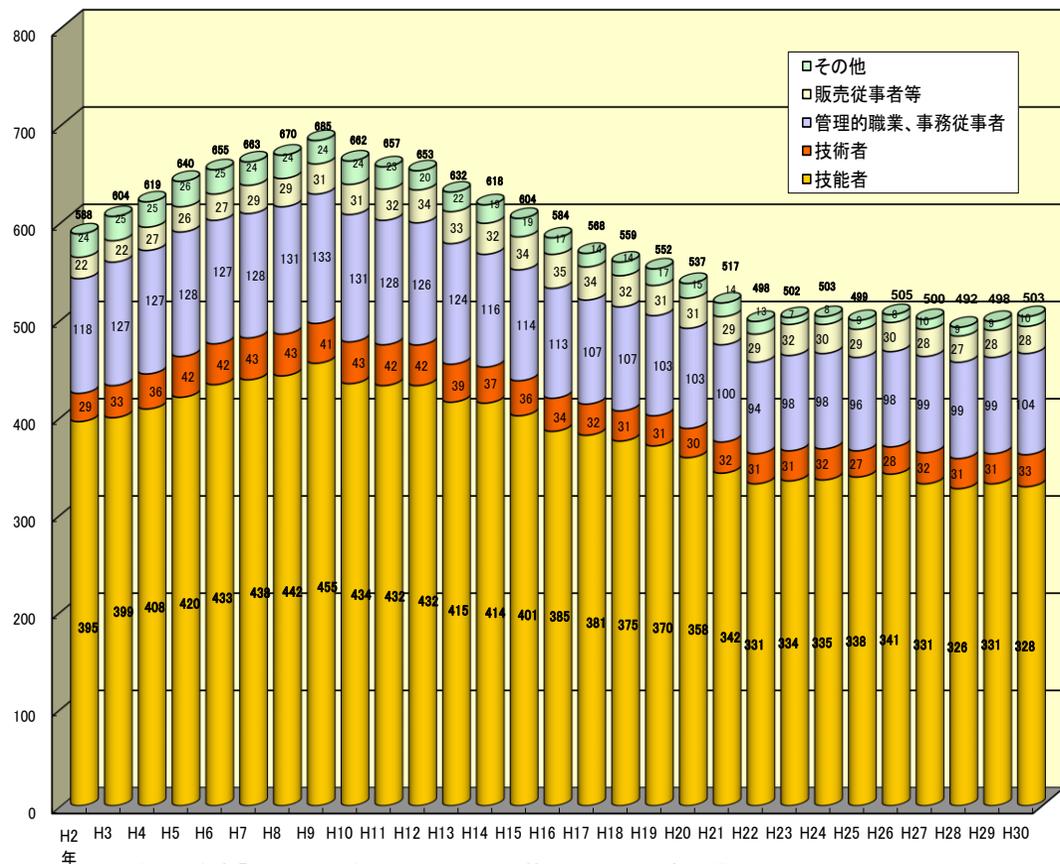
## 技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 503万人(H30)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 33万人(H30)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 328万人(H30)

## 建設業就業者の高齢化の進行

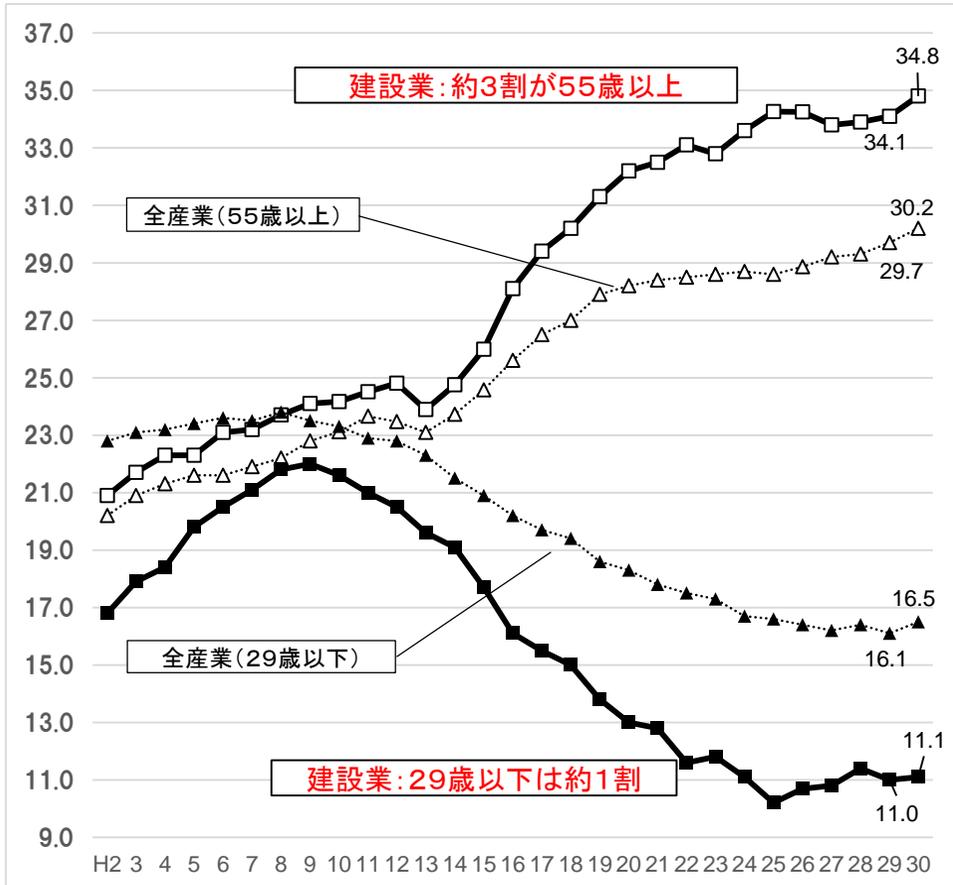
- 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。

(万人)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

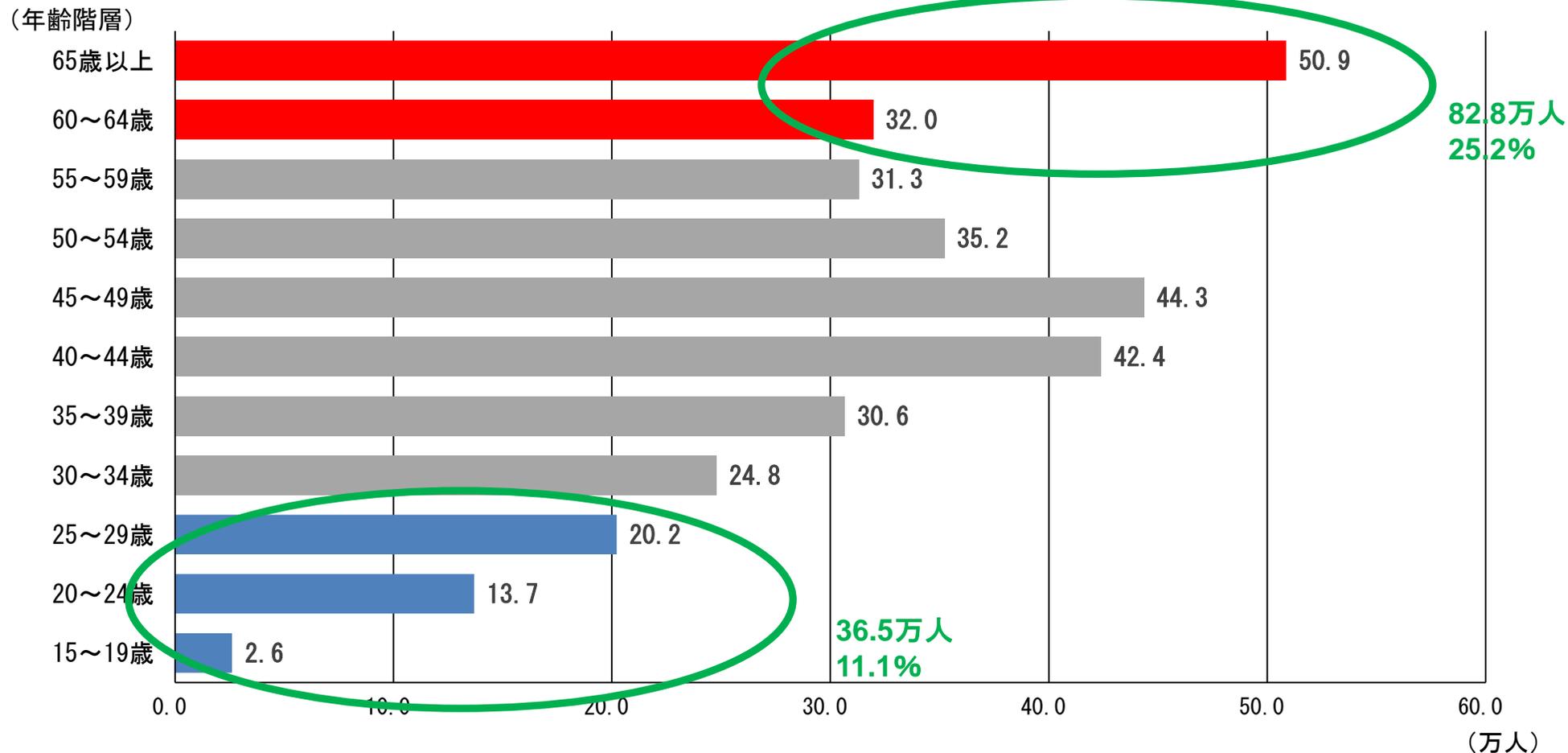
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

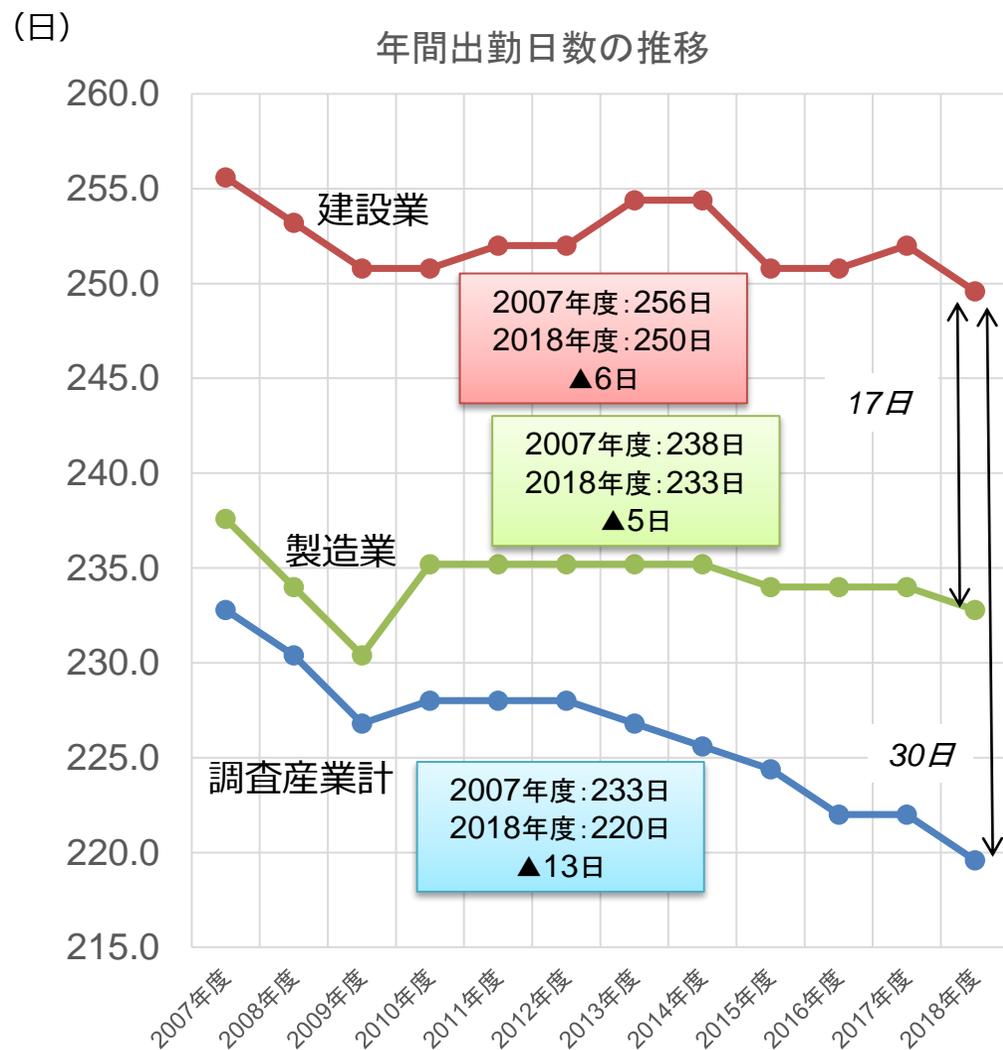
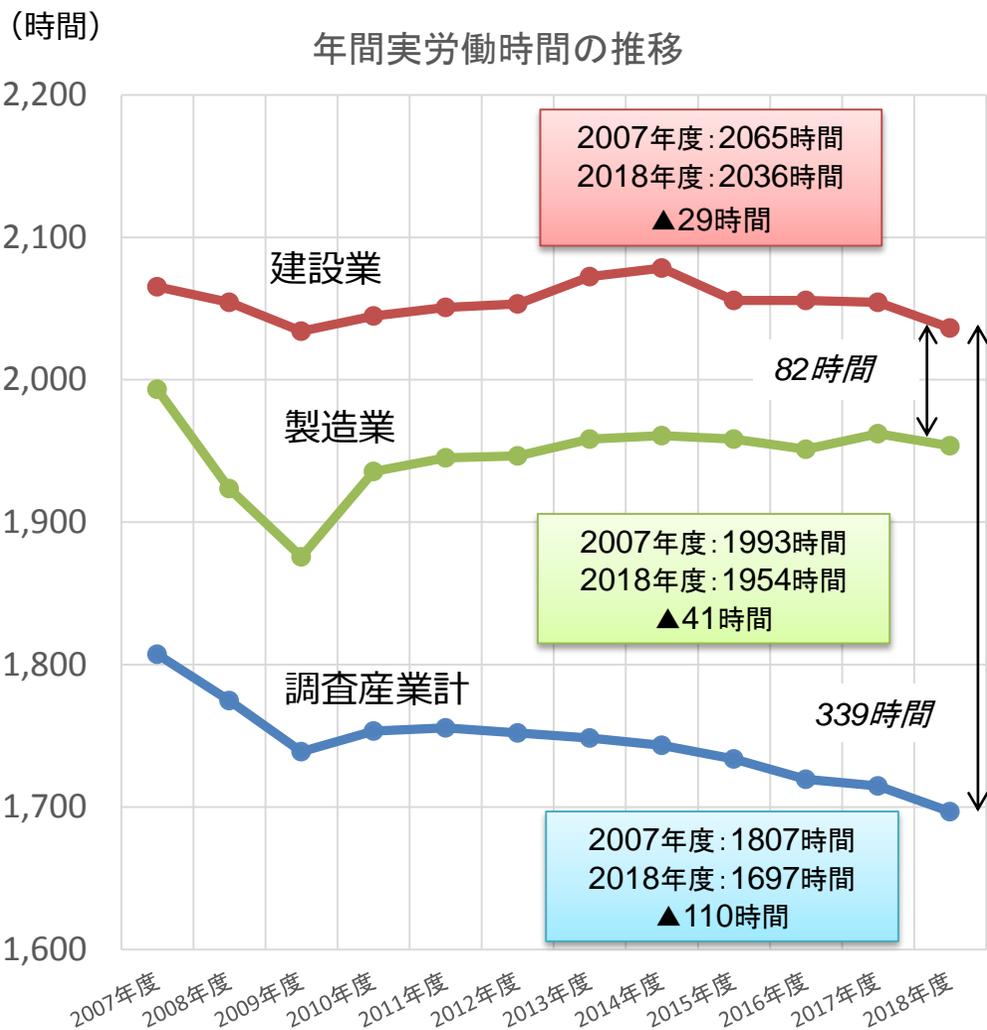
## 年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



# 実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年程前と比べて、全産業では約110時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約29時間減少）であり、大幅な改善は見られない。



※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

## 改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

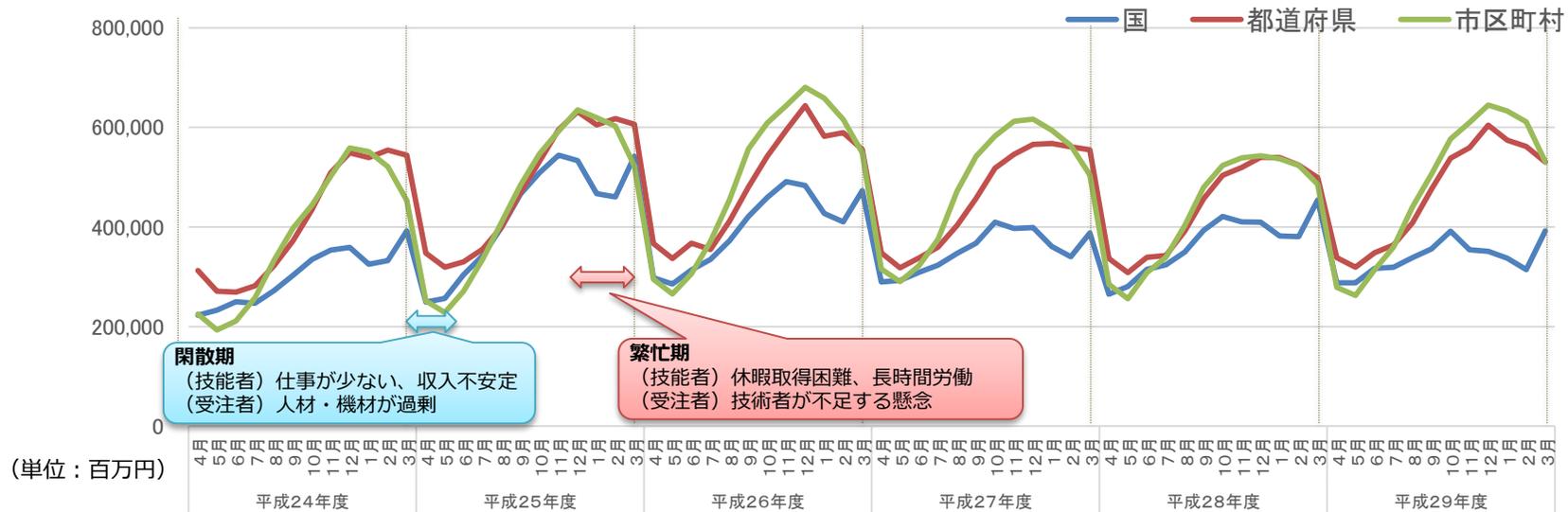
	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	≪同左≫
36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、 <u>臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)</u> (特別条項)  (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 <b>・・・第36条第4項</b> ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ① <u>年720時間(月平均60時間)</u> <b>・・・第36条第5項</b> ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. <u>2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)</u> <b>・・・第36条第5項第3号</b> b. <u>単月100時間未満(休日出勤を含む)</u> <b>・・・第36条第6項第2号</b> c. <u>原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限</u> <b>・・・第36条第5項</b>  (2) 建設業の取り扱い ・ <u>施行後5年間 現行制度を適用</u> <b>・・・第139条第2項</b> ・ <u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</u> <b>・・・第139条第1項</b>  <small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</small>

### 「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組 ※3月28日働き方改革実現会議決定

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- **施工時期等の平準化**、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

## 国、都道府県・市区町村における工事出来高の状況について

- ・工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期は仕事が不足し、工事従事者の収入が減る可能性が懸念される。
- ・一方、繁忙期においては、仕事量が過大になり、長時間労働や休暇が取りにくくなる。



## 平準化により期待される効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

(発注者)

- 人材・資材の効率的な活用促進による入札不調・不落対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期な集中回避

(受注者)

- 人材・資機材の実働日数の向上等による経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保等）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

# 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について 国土交通省

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を検討

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

### ○発注者の責務

- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更  
（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

### ○受注者（下請含む）の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

## 働き方改革の推進

### ○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止  
（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

### ○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

### ○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

## 生産性向上への取組

### ○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

### ○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

## 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

### ○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

### ○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

### ○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

## 背景・必要性

### 1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

### 3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

### 2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

### 4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

## 法案の概要（改正のポイント）

### I. 災害時の緊急対応の充実強化

#### 【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

#### 【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

### II. 働き方改革への対応

#### 【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

#### 【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

#### 【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

### III. 生産性向上への取組

#### 【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

### IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

### V. その他

#### (1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

#### (2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回ることの出来ないもの：
  - ・年720時間(月平均60時間)
  - ・2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
  - ・単月100時間未満
  - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

■ 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

■ 合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

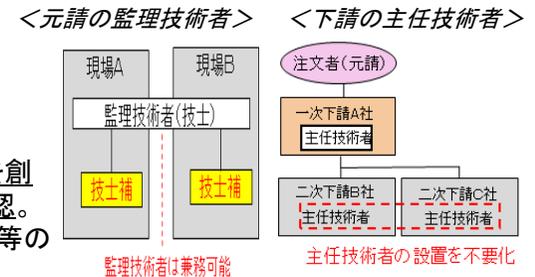
2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
  - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
  - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。



# 施工時期等の平準化の推進①（品確法第3条）

## 【品確法】（基本理念、発注者の責務として位置づけ）

- ・基本理念として、適正な工期等を定める公正な契約の締結を規定
- ・発注者の責務として、繰越明許費・（国庫）債務負担行為の活用や発注見通しの作成・公表を明示

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（抄）

（基本理念）

第三条（略）

一～七（略）

八 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

九・十（略）

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一～四（略）

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三條第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四條に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六～九（略）

2～5（略）

# 施工時期等の平準化の推進②（入契法第17条）

## 【入契法】（入札契約適正化指針に従った取組の責務、要請）

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の記載事項に平準化に関する事項を追加
- ・ 適正化指針に従った取組状況について報告を求め、公表
- ・ 取組を促進するため総務省と連名で自治体に対して要請

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）（抄）  
（適正化指針の策定等）

第十七条（略）

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四（略）

五 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関する事

六・七（略）

3～7（略）

（適正化指針に基づく責務）

第十八条

各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（措置の状況の公表）

第十九条（略）

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前2項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（要請）

第二十条（略）

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずるべきことを要請することができる。

# 地方公共団体における平準化の取組

## 取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

H27.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請

- ※以降、■H28.2、■H28.10、■H29.2、■H30.2、■H30.11、■H31.2に要請。
- ※H29.2以降は、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請。

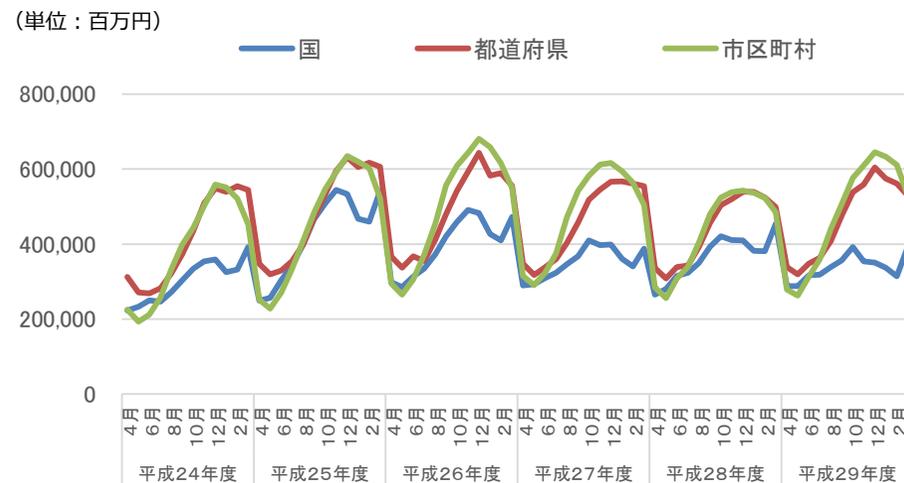
H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知

H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ

- ※H29.3に市区町村の事例を収集し、第2版を公表
- ※H30.5に市区町村の事例を拡充し、第3版を公表

H31.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について通知

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



出典：建設総合統計 出来高ベース（全国）

## 債務負担行為の活用状況（交付金事業/H28.2、H31.2比較）

H28.2債務負担行為



実施団体：20団体増

H31.2債務負担行為



H28.2ゼロ債務負担行為



実施団体：33団体増

H31.2ゼロ債務負担行為



■本年度実施し、翌年度も実施予定 ■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討 ■実施していない

- 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に第3版作成。

## ■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

### ① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用する。

### ② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用する。

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

### ③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

### ④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

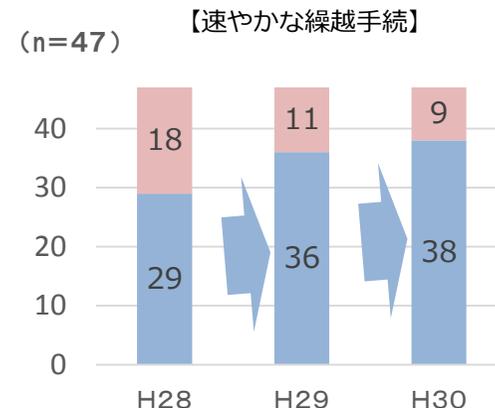
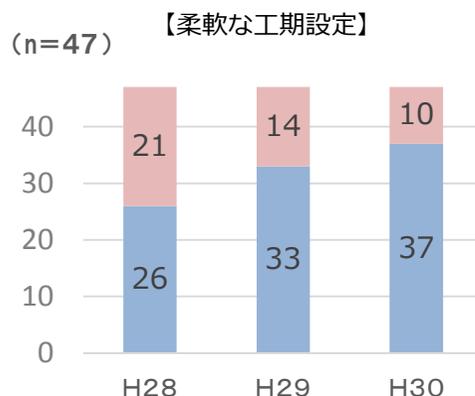
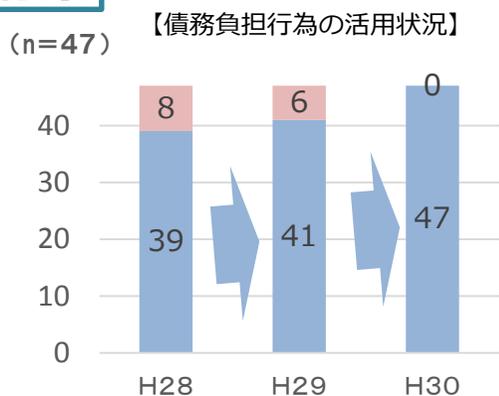
### ⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

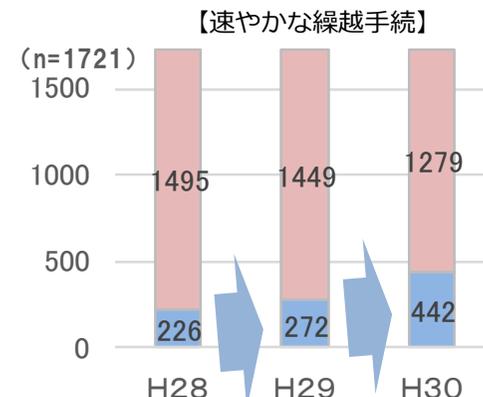
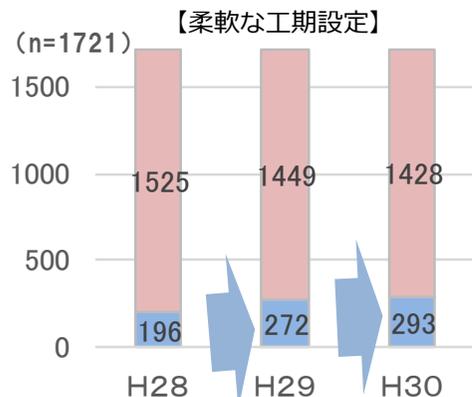
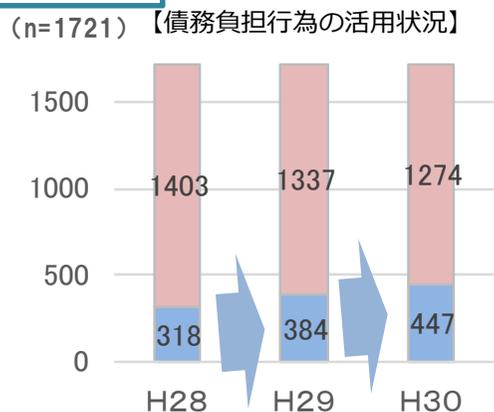
【施工時期等の平準化の取組状況】

- 債務負担行為の活用や柔軟な工期設定、速やかな繰越手続など取組の状況を調査
- 都道府県では取組が進んでいる**ところですが、**市区町村においては取組を実施している団体は増加基調にあるものの、未だ低い水準**にあります。

都道府県



市区町村



(凡例：■実施済み ■未実施)

平成30年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年8月1日時点）より

## これまでの経緯

- H27.1 品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」において、発注者に対し、施工時期等の平準化を実施することを**努力義務として規定**
- H28.3 「i-Construction～建設現場の生産性革命～」において、3つ視点の**トップランナー施策のひとつとして、「施工時期の平準化」を設定**

## 国交省の取組

### ①国庫債務負担行為の積極的活用

※2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債

H29年度 約2900億円 → H31年度 約3200億円

### ②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

H29 .3 約500団体 → H31 .3 約1500団体

### ③地方公共団体等への取組要請

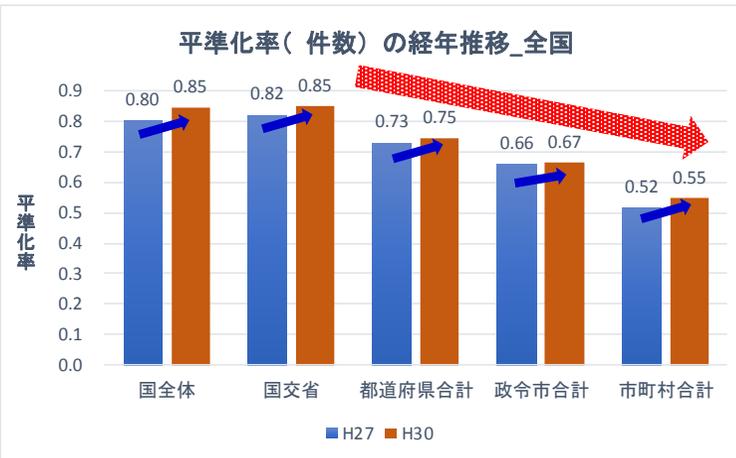
発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

## 実績

- 平成30年度の平準化率※は、国:0.85、都道府県:0.75、政令市:0.67、市町村:0.55である。

$$\text{※平準化率} = \frac{\text{4-6月期の平均稼働件数}}{\text{年度の平均稼働件数}}$$

- 施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるものの、市町村では未だ低い水準となっている。



※ 平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出（データ抽出時点：令和元年5月18日）

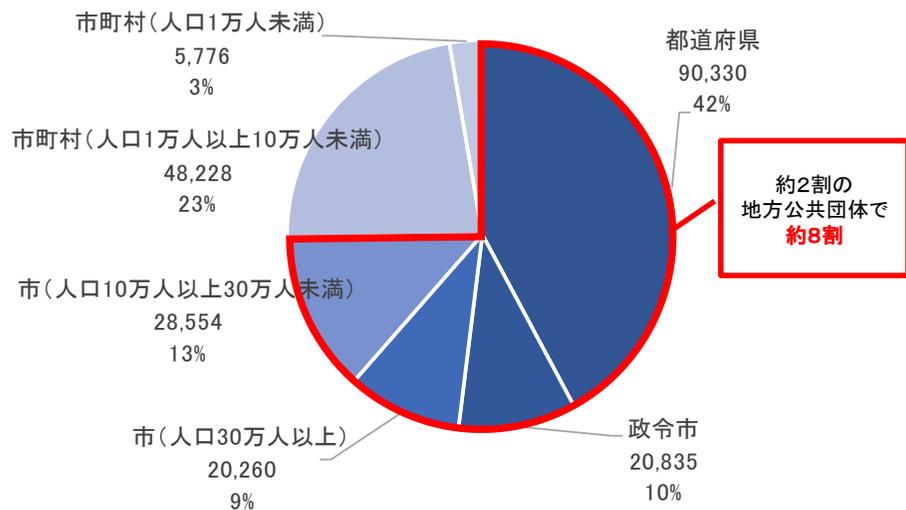
# 地方公共団体の工事発注件数と平準化率

○ 地方公共団体のH30工事契約件数は、全地方公共団体数の約2割(都道府県、人口10万人以上の市)、で全体の約8割を占める。

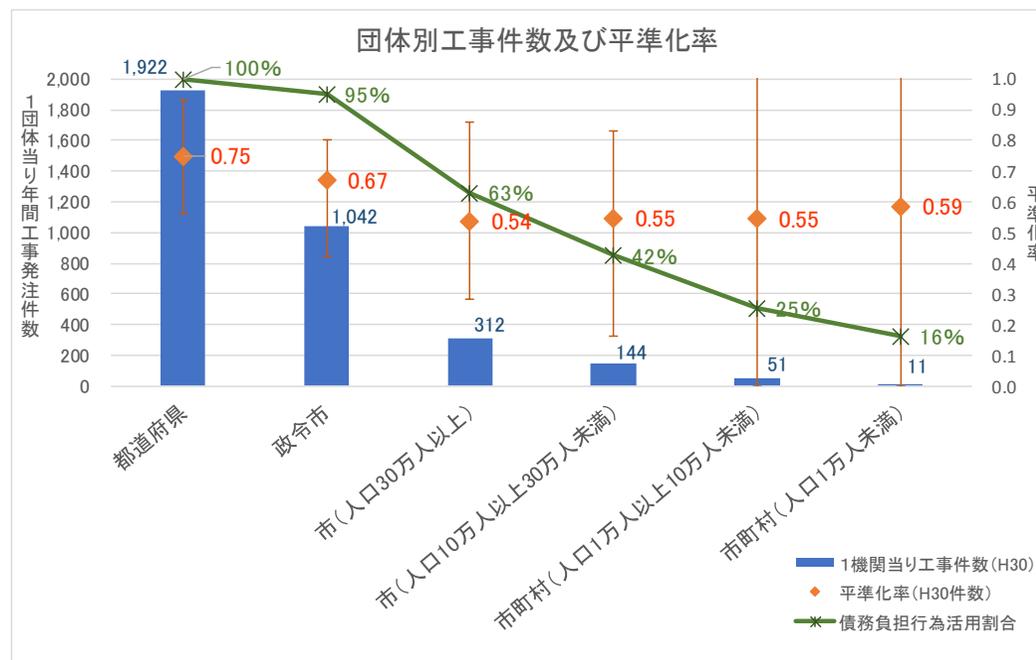
## 地方公共団体数

	都道府県	政令市	市 (人口30万人以上)	市 (人口10万人以上30万人未満)	市町村 (人口1万人以上10万人未満)	市町村 (人口1万人未満)	合計
団体数	47	20	65	198	946	512	1,788
団体数累積割合	3%	4%	7%	19%	71%	100%	100%

## 地方公共団体の工事契約件数割合 (H30)



## 団体別工事件数及び平準化率



※ 人口総数はH27国勢調査による

※ 平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（1件当たり500万円以上）を区分毎に全ての工事を足し合わせて算出（データ抽出時点：令和元年5月18日）

# 地方公共団体の平準化率の向上に向けた課題の整理

- 改正品確法(令和元年6月14日公布・施行)において、公共工事等の施工時期等の平準化が「発注者の責務」として明確に規定。

施工時期等の平準化の取組が浸透しつつあるものの、特に市町村ではいまだ低い水準にあり、更なる平準化率の向上が求められる

## 市町村の平準化率向上はなぜ進まないのか

- 市町村の平準化率の向上が進まない主な理由

職員・体制が不十分

組織全体の調整、意思統一が図れない

基準・規則・要領等が未整備

情報・知識・ノウハウ不足

交付金事業や補助事業が多い

冬期施工困難、施工時期が限定化

工事件数が少ない、必要性を感じない

1. 人口10万人未満の市町村でも、平準化率が高い市町村が存在することを鑑みれば、必ずしも体制がボトルネックではないのではないか。

2. 体制が準備できるとしても、どのように手を付けて良いか分からないので進まないのではないか。

3. 体制が準備でき、やり方も分かるが、「難しいからできない」「効果がない」と思われているのではないか。

「できる」ことを  
知ってもらう

「やり方」を  
知ってもらう

ハードルを  
下げる

※出典：入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果(H30年8月1日現在)より整理

## 平準化率の更なる向上に向けた3つのアプローチ(案)

### 1. 「できる」ことを知ってもらう

#### □ 平準化の取組状況の見える化

地域発注者協議会等において、各市町村の取組状況(平準化率)を、他の市町村と比較できる形で公表(「見える化」)することにより、同規模の市町村との比較を通じて「できる」ことを実感しやすくなるのではないかな。

### 2. 「やり方」を知ってもらう

#### □ サポート体制の拡充と周知

地域発注者協議会等において、国からの情報提供や、各地方公共団体の平準化の先進優良事例※等を共有している。

直轄事務所等における「品確法運用指針に関する相談窓口」の設置に加え、さらに実務担当者間での意見交換等を行えるように工夫をするべきではないかな。

### 3. ハードルを下げる

#### □ 平準化の効果の発信

平準化の取組により、人材・資機材の有効活用や建設企業の経営の健全化が図られ、建設業の働き方改革や担い手確保、生産性向上に大きく貢献するものであることを全ての発注者に知ってもらうことが必要ではないかな。

※地方公共団体における平準化の取組事例について  
～平準化の先進事例「さしすせそ」～

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に施工時期等の平準化の取組の実施を働きかけていく。

## ■ 地域発注者協議会

- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会において情報共有を実施。
- 品確法運用指針のうち、重点3項目について各発注者が自らの取組み状況を把握するため、全国统一指標を設定。施工時期等の平準化について目標値を設定するなど、地方公共団体等に対し、改善に向けた働きかけを実施。

各ブロック発注者協議会

国の機関、各都道府県  
代表市町村、関係法人等より構成

〇〇県分科会

...

各都道府県ごとに  
国の機関、都道府県、全市町村、関係法人等より構成

## ■ 品確法運用指針に関する相談窓口

- 「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の直轄事務所等(窓口:副所長等)にも設置。
- 運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談の受付

～掲載ページ～

<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>